

平成 25 年 1 月 7 日

消費者庁取引対策課 御中

一般社団法人全国銀行協会  
業 務 部

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）についての  
意見募集」に対する意見等の提出について

平成 24 年 12 月 7 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり  
意見等を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## ○ 「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」についての意見等

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対する意見は、下表「1.」のとおり。

なお、仮に「1.」の意見が認められない場合の意見・質問は、下表「2.」および「3.」のとおり。

項番	該当箇所	意見・質問	理由等
1. 銀行が行う取引等の適用除外について			
(1)	—	・銀行が、銀行法や金融商品取引法等の法令にもとづいて行う取引については、特商法で定める「訪問購入」に係る規制の適用除外としていただきたい。	・銀行取引は、顧客保護の観点から銀行法や金融商品取引法等の業法によって行為規制が課されており、特商法の改正趣旨である「自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られる」といった被害は生じにくいと思われるため。
(2)	—	・訪問販売、通信販売または電話勧誘販売については、特商法第26条第1項第8号イおよび二(ならびに特商法施行令第5条および同令別表2)により、銀行法や金融商品取引法などに定める取引が適用除外とされている。 ・同様に、特商法で定める「訪問購入」に係る規制も、銀行法や金融商品取引法など業者に行為規制が課されている取引については、適用除外としていただきたい。	・訪問販売等については、特商法第26条第1項第8号イおよび二(ならびに特商法施行令第5条および同令別表2)により適用除外が定められている。 ・訪問購入についても、訪問販売等と同様、業法上、顧客保護の観点から業者に行為規制が課されている取引については、特商法の改正趣旨である「自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られる」といった被害は生じにくいと思われるため。
2. 「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)の概要」の「1.」関係			
(1)	全般	・規制対象としない物品に、「当該購入業者が当該消費者に売り付けた物品」を追加していただきたい(いわゆる「買戻し」)。	・買戻しを規制された場合、顧客利便を大きく損なうおそれがある。 ・また、買戻しを適用対象外としても、特商法の改正趣旨である「自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られる」といった被害は生じにくいと思われるため。
(2)	「(5)有価証券」	・規制対象としない物品として、「有価証券」が挙げられているが、これは金融商品取引法、手形法、小切手法など、法令上、有価証券として定義されているものは全てを含むことでよいことを、確認したい。 ・仮に、特定の法令に定義されたものに限定される場合は、その法令を明示していただきたい。	・たとえば、手形法にもとづく手形、小切手法にもとづく小切手、商法にもとづく貨物引換証・倉荷証券や国際海上物品運送法にもとづく船荷証券などは、金融商品取引法では有価証券とはされていないなど、有価証券の概念が法令によって異なるため。
3. 「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)の概要」の「2.」関係			
	全般	・規制の適用除外とする取引態様に、「両替」を追加していただきたい。 ・特に銀行が行う両替は規制の適用除外としていただきたい。	・両替を規制された場合、顧客利便を大きく損なうおそれがある。 ・特に、銀行が行う両替は、銀行法(第10条第2項第11号)に定義されている業務であり、業法上の規制を課せられている。そのため、適用対象外としても、特商法の改正趣旨である「自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られる」といった被害は生じにくいと思われる。